

「電気設備の技術基準の解釈」（新旧対照表）

改正	現行
<p>【工作物の金属体を利用した接地工事】（省令第11条）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略） （削る）</p> <p>3 A種接地工事又はB種接地工事を、第1項又は前項の規定により施設する場合における接地線は、第17条第1項第三号（同条第2項第四号で準用する場合を含む。）の規定によらず、第1項の規定により施設する場合にあっては第164条第1項第二号及び第三号の規定、<u>前項</u>の規定により施設する場合にあっては第164条第1項第一号から第三号までの規定に準じて施設することができる。</p>	<p>【工作物の金属体を利用した接地工事】（省令第11条）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>地中に埋設され、かつ、大地との間の電気抵抗値が3Ω以下の値を保っている金属製水道管路は、次の各号により接地工事を施す場合に、これを第17条第1項から第4項までに規定する接地工事の接地極に使用することができる。</u></p> <p>一 <u>接地線と金属製水道管路との接続は、内径75mm以上の金属製水道管の部分又はこれから分岐した内径75mm未満の金属製水道管のその分岐点から5m以内の部分で行うこと。ただし、金属製水道管路と大地との間の電気抵抗値が2Ω以下である場合は、分岐点からの距離は、5mを超えることができる。</u></p> <p>二 <u>接地線と金属製水道管路との接続箇所を量水器より水道需要家側に設ける場合は、量水器を挟んで堅ろうなボンドを取り付けること。</u></p> <p>三 <u>接地線と金属製水道管路との接続箇所を人が触れるおそれがある箇所に設ける場合は、損傷を防止するように防護装置を設けること。</u></p> <p>四 <u>接地線と金属製水道管路との接続に使用する金属体は、接続部分に電氣的腐食を生じないものであること。</u></p> <p>4 A種接地工事又はB種接地工事を、<u>第1項から第3項までの規定</u>により施設する場合における接地線は、第17条第1項第三号（同条第2項第四号で準用する場合を含む。）の規定によらず、第1項の規定により施設する場合にあっては第164条第1項第二号及び第三号の規定、<u>第2項及び第3項</u>の規定により施設する場合にあっては第164条第1項第一号から第三号までの規定に準じて施設することができる。</p>
<p>【保安上又は機能上必要な場合における電路の接地】（省令第10条、第11条）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 需要場所の引込口付近において、地中に埋設されている建物の鉄骨であって、大地との間の電気抵抗値が3Ω以下の値を保っているものがある場合は、これを接地極に使用して、B種接地工事を施した低圧電線路の中性線又は接地側電線に、第24条の規定により施す接地に加えて接地工事を施すことが</p>	<p>【保安上又は機能上必要な場合における電路の接地】（省令第10条、第11条）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 需要場所の引込口付近において、地中に埋設されている<u>金属製水道管路又は</u>建物の鉄骨であって、大地との間の電気抵抗値が3Ω以下の値を保っているものがある場合は、これを接地極に使用して、B種接地工事を施した低圧電線路の中性線又は接地側電線に、第24条の規定により施す接地に加えて接地工事</p>

「電気設備の技術基準の解釈」（新旧対照表）

<p>きる。この場合の接地工事は、次の各号によること。 一・二（略） 6（略）</p>	<p>を施すことができる。この場合の接地工事は、次の各号によること。 一・二（略） 6（略）</p>
<p>【低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等】（省令第14条） 第33条（略） 2～3（略） 4 過電流遮断器として低圧電路に施設する過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器又は短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置は、電動機のみに至る低圧電路（低圧幹線（第142条に規定するものをいう。）を除く。）で使用するものであって、次の各号に適合するものであること。 一 過負荷保護装置は、次に適合するものであること。 イ（略） ロ 電気用品安全法の適用を受ける電磁開閉器、又は次に適合するものであること。 （イ）構造は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1 (2010)「低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「8 構造及び性能に関する要求事項」に適合すること。 （ロ）完成品は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1 (2010)「低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「9 試験」の試験方法により試験したとき、「8.2 性能に関する要求事項」及び「附属書B 特殊試験」に適合すること。 二～四（略） 5（略）</p>	<p>【低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等】（省令第14条） 第33条（略） 2～3（略） 4 過電流遮断器として低圧電路に施設する過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器又は短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置は、電動機のみに至る低圧電路（低圧幹線（第142条に規定するものをいう。）を除く。）で使用するものであって、次の各号に適合するものであること。 一 過負荷保護装置は、次に適合するものであること。 イ（略） ロ 電気用品安全法の適用を受ける電磁開閉器、又は次に適合するものであること。 （イ）構造は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1 (2007)「低圧開閉装置及び制御装置—第4部：接触器及びモータスタータ—第1節：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「8 構造及び性能に関する要求事項」に適合すること。 （ロ）完成品は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1 (2007)「低圧開閉装置及び制御装置—第4部：接触器及びモータスタータ—第1節：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「9 試験」の試験方法により試験したとき、「8.2 性能に関する要求事項」及び「附属書B 特殊試験」に適合すること。 二～四（略） 5（略）</p>
<p>【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】（省令第33条） 第40条（略） 2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。 一（略） 二 空気タンクは、前号の規定に準じるほか、次によること。 イ 材料、材料の許容応力及び構造は、日本工業規格 JIS B 8265 (2010)</p>	<p>【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】（省令第33条） 第40条（略） 2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。 一（略） 二 空気タンクは、前号の規定に準じるほか、次によること。 イ 材料、材料の許容応力及び構造は、日本工業規格 JIS B 8265 (2003)</p>

「電気設備の技術基準の解釈」(新旧対照表)

<p>「圧力容器の構造—一般事項」に準じること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三～七 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>「圧力容器の構造—一般事項」<u>(JIS B 8265 (2008) にて追補)</u>に準じること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三～七 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

「電気設備の技術基準の解釈」（新旧対照表）

<p>【発電機の保護装置】（省令第44条第1項）</p> <p>第42条 発電機には、次の各号に掲げる場合に、発電機を自動的に電路から遮断する装置を施設すること。</p> <p>一 発電機に過電流を生じた場合</p> <p>二～六 （略）</p>	<p>【発電機の保護装置】（省令第44条第1項）</p> <p>第42条 発電機には、次の各号に掲げる場合に、発電機を自動的に電路から遮断する装置を施設すること。</p> <p>一 発電機に過電流を生じた場合（<u>原子力発電所に施設する非常用予備発電機にあつては、非常用炉心冷却装置が作動した場合を除く。</u>）</p> <p>二～六 （略）</p>																				
<p>【バスダクト工事】（省令第56条第1項、第57条第1項）</p> <p>第163条 （略）</p> <p>2 <u>バスダクト工事に使用するバスダクトは、日本工業規格JIS C 8364(2008)「バスダクト」に適合するものであること。</u></p>	<p>【バスダクト工事】（省令第56条第1項、第57条第1項）</p> <p>第163条 （略）</p> <p>2 <u>バスダクト工事に使用するバスダクトは、次の各号に適合するものであること。</u></p> <p>一 <u>導体は、断面積20mm²以上の帯状若しくは直径5mm以上の管状若しくは丸棒状の銅又は断面積30mm²以上の帯状のアルミニウムを使用したものであること。</u></p> <p>二 <u>導体支持物は、絶縁性、難燃性及び耐水性のある堅ろうなものであること。</u></p> <p>三 <u>ダクトは、鋼板又はアルミニウム板であつて、厚さが163-1表に規定する値以上のもので堅ろうに製作したものであること。</u></p> <p style="text-align: center;">163-1表</p> <table border="1" data-bbox="1122 887 1917 1161"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ダクトの最大幅 (mm)</th> <th colspan="2">厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <th>鋼板</th> <th>アルミニウム板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150以下</td> <td>1.0</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>150を超え300以下</td> <td>1.4</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>300を超え500以下</td> <td>1.6</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>500を超え700以下</td> <td>2.0</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>700超過</td> <td>2.3</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>四 <u>構造は、日本工業規格 JIS C 8364 (2008)「バスダクト」の「7.1 バスダクトの構造」に適合すること。</u></p> <p>五 <u>完成品は、日本工業規格 JIS C 8364 (2008)「バスダクト」の「9 試験方法」の試験方法により試験したとき、「6 性能」に適合するものであること。</u></p>	ダクトの最大幅 (mm)	厚さ (mm)		鋼板	アルミニウム板	150以下	1.0	1.6	150を超え300以下	1.4	2.0	300を超え500以下	1.6	2.3	500を超え700以下	2.0	2.9	700超過	2.3	3.2
ダクトの最大幅 (mm)	厚さ (mm)																				
	鋼板	アルミニウム板																			
150以下	1.0	1.6																			
150を超え300以下	1.4	2.0																			
300を超え500以下	1.6	2.3																			
500を超え700以下	2.0	2.9																			
700超過	2.3	3.2																			

「電気設備の技術基準の解釈」（新旧対照表）

<p>【特殊な配線等の施設】（省令第56条第1項、第2項、第57条第1項、第63条第1項）</p> <p>第172条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 水上又は水中における作業船等の低圧屋内配線及び低圧の管灯回路の配線のケーブル工事には、次の各号に適合する船用ケーブルを使用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 材料及び構造は、日本工業規格 JIS C 3410 <u>(2010)</u>「船用電線」の「5 材料及び品質」及び「6 構造」に適合すること。</p> <p>三 完成品は、日本工業規格 JIS C 3410 <u>(2010)</u>「船用電線」の「7 試験方法」の試験方法により試験したとき、「4 特性」に適合するものであること。</p>	<p>【特殊な配線等の施設】（省令第56条第1項、第2項、第57条第1項、第63条第1項）</p> <p>第172条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 水上又は水中における作業船等の低圧屋内配線及び低圧の管灯回路の配線のケーブル工事には、次の各号に適合する船用ケーブルを使用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 材料及び構造は、日本工業規格 JIS C 3410 <u>(1999)</u>「船用電線」の「5 材料及び品質」及び「6 構造」に適合すること。</p> <p>三 完成品は、日本工業規格 JIS C 3410 <u>(1999)</u>「船用電線」の「7 試験方法」の試験方法により試験したとき、「4 特性」に適合するものであること。</p>																																										
<p>【IEC 60364規格の適用】（省令第4条）</p> <p>第218条 需要場所に施設する低圧で使用する電気設備は、第3条～第217条の規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。</p> <p style="text-align: center;">218-1表</p> <table border="1" data-bbox="152 943 965 1406"> <thead> <tr> <th>規格番号 (制定年)</th> <th>規格名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>IEC 60364-4-42</u> <u>(2010)</u></td> <td>建築電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護</td> <td>422を除く。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>IEC 60364-5-54</u> <u>(2011)</u></td> <td>建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>IEC</u></td> <td>建築電気設備 第7部：特殊設備又は特</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号 (制定年)	規格名	備考	(略)	(略)	(略)	<u>IEC 60364-4-42</u> <u>(2010)</u>	建築電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護	422を除く。	(略)	(略)	(略)	<u>IEC 60364-5-54</u> <u>(2011)</u>	建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体		(略)	(略)	(略)	<u>IEC</u>	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特		<p>【IEC 60364規格の適用】（省令第4条）</p> <p>第218条 需要場所に施設する低圧で使用する電気設備は、第3条～第217条の規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。</p> <p style="text-align: center;">218-1表</p> <table border="1" data-bbox="1108 943 1921 1406"> <thead> <tr> <th>規格番号 (制定年)</th> <th>規格名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>JIS C 60364-4-42</u> <u>(2006)</u></td> <td>建築電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護</td> <td>422を除く。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>JIS C 60364-5-54</u> <u>(2006)</u></td> <td>建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>JIS C</u></td> <td>建築電気設備 第7部：特殊設備又は特</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号 (制定年)	規格名	備考	(略)	(略)	(略)	<u>JIS C 60364-4-42</u> <u>(2006)</u>	建築電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護	422を除く。	(略)	(略)	(略)	<u>JIS C 60364-5-54</u> <u>(2006)</u>	建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体		(略)	(略)	(略)	<u>JIS C</u>	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特	
規格番号 (制定年)	規格名	備考																																									
(略)	(略)	(略)																																									
<u>IEC 60364-4-42</u> <u>(2010)</u>	建築電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護	422を除く。																																									
(略)	(略)	(略)																																									
<u>IEC 60364-5-54</u> <u>(2011)</u>	建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体																																										
(略)	(略)	(略)																																									
<u>IEC</u>	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特																																										
規格番号 (制定年)	規格名	備考																																									
(略)	(略)	(略)																																									
<u>JIS C 60364-4-42</u> <u>(2006)</u>	建築電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護	422を除く。																																									
(略)	(略)	(略)																																									
<u>JIS C 60364-5-54</u> <u>(2006)</u>	建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体																																										
(略)	(略)	(略)																																									
<u>JIS C</u>	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特																																										

「電気設備の技術基準の解釈」（新旧対照表）

<u>60364-7-702</u> (2010)	殊場所に関する要求事項 第702節：水泳プール及びその他の水		<u>0364-7-702</u> (2000)	殊場所に関する要求事項 第702節：水泳プール及びその他の水	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
JIS C 0364-7-715 (2002)	建築電気設備－第7-715部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－特別低電圧照明設備		JIS C 0364-7-715 (2002)	建築電気設備－第7-715部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－特別低電圧照明設備	
<u>IEC</u> <u>60364-7-718</u> (2011)	<u>低圧電気設備 第7-718部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－公共施設及び作業場</u>		(新規)	(新規)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(備考) 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。			(備考) 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。		
2・3 (略)			2・3 (略)		